

学校生活のきまり（基本的生活態度）

（1）学校生活の心得

①職員室・保健室・特別教室などへの入室は必ず許可を得る。先生方がいない場合は入室しない。

②部屋への出入りは、あいさつをしてけじめをつける。

③教室内外の公共物を大切に扱う。（机への落書きや、公共物の破損などをしない）

④来客に対してのあいさつをきちんとする。

⑤登下校のあいさつをきちんとする。

⑥学級や学校の役割分担を一人一人、自覚して行動する。

⑦欠席、早引き、欠課、忌引き、急な事情での時差登校をする場合は、学級担任（不在の場合には他の先生）に、保護者が文書か電話にて確実に連絡する。

※早退については、保護者が引き取ることを原則とする。

⑧休日、長期休暇中、学校施設を使用する場合は、校長の許可を受ける。

（2）時間のけじめ

①登校時間

・ 8時15分までに入室・着席し、読書の準備をする。

・ 遅れた生徒は職員室より入室許可証をもらって入室する。

②朝の時間

8時15分～8時35分

③木曜日は全体朝会。

・ 8時10分までに体育館に集合整列

・ 8時15分に出席の確認（出席係から担任へ報告）

・ 遅刻した生徒は入り口で止め、列と違う場所に並ぶ

④朝の学活（8時35分～8時45分）

※早日課は（8時15分～8時25分）・元気良く朝のあいさつを行う。

⑤給食活動（12時40分～13時10分）

※早日課（12時20分～13時00分）

・ 準備、食事時間 12時40分～13時15分

※早日課 12時20～12時55分

・ 給食片付け・清掃 13時15分～13時35分

※早日課 12時55～13時05分

⑥清掃時間（13時20分～13時35分）※水曜日は実施しない

⑦球美2タイム（13時40分～13時55分）※月と早日課は実施しない

⑧休憩時間〈生徒活動時間〉

(月曜日) 13時55分～14時25分、

早日課、(13:05～13:20)

- ・休憩時間においても校外に出るはいけない。
- ・安全に気をつけて活動する。教室・廊下で走ったり、暴れたりしない。
- ・他学年の教室へは、原則として出入りしない。
- ・教室の移動は、速やかに行う。
- ・生徒会活動、学級活動、読書等の自主的活動をする。
- ・休憩時間の過ごし方(特に遊び方)については、安全面に十分気をつけて活動を行う。

- ・安全点検等については、安全教育と関連させて実施する。

⑧下校

- ・学級の戸締まり、消灯の確認(ろうか、トイレも同様に)
- ・放課後は全員部活動、学級、生徒会活動をする。
- ・授業終了後(部活動終了後)は速やかに帰宅する。
- ・帰宅途中、買い食いはしない。

⑨欠席・早退

- ・欠席をする場合は、保護者が文書または電話で届け出る。
- ・早退する場合は、本人が学級担任に申し出て、必ず許可を得る。
(担任がいない場合は、副担任か教科の先生に許可を得る。)
- ・保健室等へ行くなどして授業に出られない場合は、教科担任または担任に届け出る。

(3) 授業時間

①始業のベルの前に教室に入り、席に着く。(5分前行動を心がける)

②学級役員は、大きな声で始めと終わりの号令をかける。

始業の始めの挨拶は、「正座黙想」→教師「やめ」→級長「○校時の授業を始めます。礼」→「お願いします」の号令で行う。終わりの挨拶は、「正座」「礼」で終わる。

③出席係は、出席簿の有無の確認をしておく。

④学習中は、私語やいたづらをせず、真剣に取り組む。

⑤授業は制服で受ける。(教科担任の許可によっては可。但し、体育着かトレパン)

⑥学習時間終了後は、次の学習時間に備える。

⑦他の教室への出入りはしない。

⑧友だちの良さを認め、共に学び合う学習環境をつくる

⑨家庭学習の習慣化を図るために、振り返り学習(又は、予習)を行う。(保護者の確認サイン、声かけ)

⑩各教科から宿題プリントが配布されることもありますので、しっかりと取り組みましょう。

(4) 所持品

- ①カバンは、学用品が十分入るものを購入する。
- ②教科書等学用品には、マジックなどで大きくはっきり記名する。
- ③貴重品は持ってこない（必要以外の金銭は持たない。）
- ④学用品以外は、校内に持ち込まない。（ゲーム、携帯電話、音楽プレイヤー、飲食物等）
- ⑤学習用具の貸し借りはしない。
- ⑥教科書等学習用具は必ず家に持ち帰り、学校に残さない。（許可以外）

(5) 登下校について

- ①登下校は決められた安全な通学路を通る。
- ②嘉手苺・儀間・山城の生徒は、バス通学とする。学校の教育活動に関するバス利用については、無償とする。バスの乗降については、バス停を利用する。（休日、長期休暇含む）
島尻の生徒もバス通学を認める。（利用条件については、同様とする）
- ③自転車通学は、許可証を提出し自転車の検査を受け、傷害保険に加入した生徒のみ認める。
※自転車通学が認められている地域：宇根・真謝・泊・奥武・真我里・銭田・島尻・イーフ
※自転車通学が認められていない地域：謝名堂・比嘉・嘉手苺・儀間・山城
嘉手苺・儀間・山城は、休日の利用も認めない。
- ④通学時は交通ルールやマナーをしっかりと守る。
- ⑤余裕を持って登校し、学校生活をスタートさせるように、8時05分迄には各教室に入室し、朝の活動の準備をする。
- ⑥車で送ってもらうときには、正門の外（道路に横付け）で十分に安全を確認して、乗り降りすること。
- ⑦登校後は原則、校外へは出ない。緊急な事情が出た場合には必ず担任の先生か、もしくは学年の先生に連絡確認を取り、外出許可証をもらう。
- ⑧学校生活はもちろん、登下校中の買い食いは禁止する。

(6) 校外生活

- ①夜間外出はしない。
- ②外泊は認めない（禁止）。
- ③お金の貸し借りはしない。

④生徒だけのキャンプやパーティーはしない。

『夏の制服』 5月1日～10月31日

《女子》

①頭髪・・・髪型は中学生らしく清潔に調髪（まとめる）する

前髪は眉を覆わない程度とし、長いときは結ぶか、とめること、眉は剃らないこと

全てのパーマや脱色、髪いじり（ドライヤー・ヘアアイロンなど）、染髪などは認めない（整髪料はつけない）

イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット、マニキュア等をしていない

指輪などはつけない

②上着・・・上着の丈を短くしないこと・既製のリボンをきちんとつける

③肌着・・・肌着をきちんとつけ、スカートからはみ出さないこと

（中から着るシャツ白・黒・紺は可。派手な色や模様があるものは不可）襟からでるハイネック等は禁止。

④スカート・・・スカートは紺色のひだのスカートとし、長さは膝がかくれる程度とするひだの数を少なくしない

⑤靴下・・・通常の場合は色の指定はないが、儀式的行事及び公の場に立つ場合は白靴下とする

⑥靴・・・外履き用の靴は、総合的な運動に適した運動靴とする

（ハイカット、ミドルカットは禁止）かかとをつぶしてはかないこと。

⑦カバン・・・学習用具が全て入るバッグ等（防水加工されたもの）

⑧トレパン・・・トレパン（ジャージ）・体育着は学校指定とする。

遠足、球技大会、その他学校での行事は指定のものを着用する。

トレパン登校の際の中からのシャツは、原則として体育着を着用するトレパンは

学校、地域行事で着用する

※病気や風邪等については担任、教科担任と相談の上、学校指定トレパンの着用を許可する

《男子》

①髪・・・髪型は、眉をおおわない、耳にかからない、襟に付かない清潔感のあるものとする。

派手なデザインのカット（変形）をしない・剃りを入れない、髪染め、脱色、整髪料

使用しない

イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット、マニキュア等をしない
指輪などはつけない

- ②上着・・・かりゆしタイプ学生服で指定のものとする。上着の丈を短く又は長くしないこと

(変形させない)

- ③肌着・・・肌着をきちんとつける(白・黒・紺は可)

ズボンからはみ出さないこと・中から着るシャツは白、白Tシャツは可)

※ハイネックは禁止(襟からはみ出さないこと)

- ④ベルト・・・黒色、茶色又は、紺色で、装飾がないもの 腰パンにしない。

- ⑤ズボン・・・(黒の学生ズボン:カンコー・リンカーン)

体に合ったサイズで、裾がかかとより長くならない

- ⑥靴下・・・通常の場合は色の指定はないが、儀式的行事及び公の場に立つ場合は白靴下とする

- ⑦靴・・・外履き用の靴は、総合的な運動に適した運動靴とする

(ハイカット、ミドルカットは禁止) かかとをつぶしてはかないこと。

- ⑧カバン・・・学習用具が全て入るバッグ等(防水加工されたもの)

- ⑨トレパン・・・トレパン(ジャージ)・体育着は学校指定とする。

遠足、球技大会、その他学校での行事は指定のものを着用する。

トレパン登校の際の中からのシャツは、原則として体育着を着用するト

レパンは

学校、地域行事で着用する

※病気や風邪等については担任、教科担任と相談の上、学校指定トレパンの着用を許可する

※平成29年度は4月7日～4月30日(冬服:2・3年生)

4月23日～4月30日(夏服調整期間:2・3年生)

『冬の制服』 11月1日～4月30日

《女子》

- ①髪・・・夏服の規定と同様とする。

- ②上着・・・上着、スカートについては夏同様。袖を折り曲げないこと。

上着の丈を短くしないこと・リボンをきちんとつける・ホックをはずさない

い

- ③肌着・・・肌着をきちんとつける(色の指定はない)

- ④スカート・・・夏服規定と同様にする

- ⑤靴下・・・夏服の規定と同様にする

- ⑥靴・・・・・・・・夏服の規定と同様にする
- ⑦カバン、トレパンは夏服の規定と同様にする

《男子》

- ①髪・・・・・・・・夏服の規定と同様にする。
- ②上着・・黒の学生服で指定のものとする（カンコー・リンカーン）、上着の丈を短く
又は

長くしないこと（変形させない）
ボタンは標準（サクラ）ボタンとし、ガラスボタンや変形させないこと

- ③肌着・・・・・・・・肌着をきちんと着ける、（ズボンからはみ出さないこと）、
（色の指定はしない、襟からでないもの）
※ハイネックは禁止（襟からはみ出さないこと）
※学生服の下から夏の制服を着用していれば、担任または、教科担任の

許可を得て

授業中のみ学生服を脱ぐことができる。

- ④ベルト・・・・・・・・夏服の規定と同様にする
- ⑤ズボン・・・・・・・・夏服の規定と同様にする
- ⑥靴下・・・・・・・・夏服の規定と同様にする
- ⑦靴・・・・・・・・夏服の規定と同様にする
- ⑧カバン、トレパンは夏服の規定と同様にする

※制服・体育着・指定トレパン指定店→ アクティブスポーツ（TEL 985-8967）
真栄堂（TEL 985-8279）